

ご担当者様

社会保険労務士法人 東京第一

働き方改革法案の成立および最低賃金の見通しについて

審議中から何かとメディアでも取り上げられておりました「働き方改革法案」が平成30年6月29日に成立いたしました。「結局、いつから何がどうなるのか?」ということで、影響が大きいと思われる内容をご案内いたします。

〇1人1年あたり5日間の有給休暇取得を企業に義務付け

これが最も影響が大きいと考えます。これまでは、従業員の方からの申し出に応じてその都度認めてきた、または夏休みや年末年始のお休みに付加するかたちや飛び石連休を埋めるかたちで計画的付与として数日間付与してきた、というのが実情だと思われます。

会社の年間カレンダーがあり、計画的付与で毎年5日間の取得がなされるのであれば問題ありませんが、5日間に満たない場合や申し出に応じてその都度認めてきた（でも、年間の取得日数まではチェックしていない）、という場合は注意が必要になります。

5日間の取得義務付けに際し、①使用者は労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時期を指定し、②使用者に年次有給休暇の管理簿の作成を義務付ける、という内容になっていますので、毎年、これを実施しなければなりません。また、1年が終わるまでに1人1人が5日間取得できているかどうかをチェックする必要もでてきます。

2019年4月1日から適用されますので、同日以降に新たに付与される有給休暇から対応する必要があります。個人ごとの管理ではなく会社として基準日を設けている場合、4月1日が基準日であればその日から、4月1日以外の基準日を設けている場合は、その後最初に到来する基準日からの適用になります。

なお、対象者は「付与日数が10日以上である労働者」とされていますが、ご承知のとおり、入社後6ヵ月が経過すると10日間付与されるため、労働日数や労働時間が短い一部のパート・アルバイトの方を除く大半の方が対象になります。・・・・・・罰則は罰金30万円です。

●有給休暇の付与日数（通常）

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
有給休暇日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

●週所定労働時間が30時間未満かつ週所定労働日数が4日以下又は年間所定労働日数が216日以下

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

●その他の主な内容

	見直し内容	概要	施行日 (大企業)	施行日 (中小企業)
1	残業時間の上限規制	原則：月 45 時間・年 360 時間 特別：年 720 時間以内 複数月平均 80 時間以内 (休日労働含む) 月 100 時間未満 (休日労働含む) 月 45 時間を超えることが できるのは年 6 ヶ月まで	2019 年 4 月	2020 年 4 月
2	勤務間インターバル 制度の導入	前日の終業時刻と翌日の始業時刻までの間を一定時間以上確保する。努力義務。	2019 年 4 月	2019 年 4 月
3	フレックスタイム制 の拡充	清算期間 3 ヶ月まで可能	2019 年 4 月	2019 年 4 月
4	月 60 時間を超える 残業の割増率引上げ	60 時間を超える時間に対しては 割増率が 50%になる。	2010 年 4 月から 適用済	猶予されているため 全て 25%⇒ 2023 年 4 月から 50%

このほかにも、

- ・同一労働同一賃金（正社員と非正規社員の不合理な待遇差は禁止（基本給、賞与など）
(大企業 2020 年 4 月、中小企業 2021 年 4 月)
- ・労働時間の状況を客観的に把握する義務（健康管理の観点から管理監督者も対象にする）
- ・高度プロフェッショナル制度 などもあります。

○最低賃金 東京都 985 円、神奈川県 983 円、埼玉県 898 円、山梨県 810 円、大阪府 936 円、兵庫県 871 円

正式決定ではありませんが、例年通りの審議・手続きが進んでいるため、ほぼこれで決定すると思います。対象日は 10 月 1 日の予定です。

全国平均で 26 円の上昇となっています。東京都は現在 958 円なので 27 円の上昇です。

東京都や神奈川県はそもそも突出して高いですが、1,000 円未満はこれで最後のようになります。

(参考) 東京都の推移

2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
869 円	888 円	907 円	932 円	958 円	985 円
(前年比)	+19 円	+19 円	+25 円	+26 円	+27 円

*5 年間で 116 円 (13.3%) 上昇しました。

パート・アルバイトの方の時給や年齢が若い方の月給の見直しが必要にならないか、ご確認下さい。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

法律について

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革 推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html
産業保健総合支援 センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
医療勤務環境改善支援 センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/

課題解決の支援

その他

その他の相談窓口